

# 救急救命士の処置拡大2行為を開始しました！

救急救命士法施行規則の改正に伴い、救急救命士が行う救命処置の範囲が拡大されました。出雲市消防本部では、従来の救命処置に加え、下記の救命処置を平成29年(2017)1月16日から開始しました。

## 【拡大される処置】

- 1 血糖測定
- 2 低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与
- 3 心肺停止前の静脈路確保及び輸液



## 【対象となる方】

### 1 血糖測定

- (1) 血糖測定を行うことで意識障害の鑑別や搬送先の選定等に利益があると判断される場合
- (2) 意識障害がある方(自発的な覚醒がない方)

※以上の条件を満たす方

### 2 低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

- (1) 血糖値が 50mg/dl 未満
- (2) 15 歳以上(推定含む)
- (3) 意識障害がある方(自発的な覚醒がない方)または搬送先医療機関医師からブドウ糖溶液の投与を求められたとき

※以上の条件を満たす方

### 3 心肺停止前の静脈路確保及び輸液

- (1) 15 歳以上(推定含む)
- (2) 増悪するショック症状やクラッシュ症候群が疑われる場合  
(心原性ショックが強く疑われる場合は除く)

※以上の条件を満たす方



お問い合わせは下記担当課まで

担当課  
出雲市渡橋町253番地1  
出雲市消防本部 警防課  
TEL 0853(21)6999  
Fax 0853(21)8241